

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年一月二十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―一二―二五

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特別職国家公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第十一条 留学費用償還法第五条第一項及び第二</p>	<p>（特別職国家公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第十一条 留学費用償還法第五条第一項及び第二</p>

項の規定により読み替えて適用する留学費用償還法第三条第三項の人事院規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する法（以下「準用国家公務員法」という。）第七十九条、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十三条、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定若しくは同法第二十七条第二項の規定に基づく条例の規定若しくは第四条に規定する法人に使用される者若しくは

項の規定により読み替えて適用する留学費用償還法第三条第三項の人事院規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する法（以下「準用国家公務員法」という。）第七十九条、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十三条、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定若しくは同法第二十七条第二項の規定に基づく条例の規定若しくは第四条に規定する法人に使用される者若しくは

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三條の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第七十八條第一項に規定する国派遣職員に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる期間を除く。）又は裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）第三十九條の規定による職務の停止の期間

イゝハ（略）

二ゝ六（略）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第七十八條第一項に規定する国派遣職員に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる期間を除く。）又は裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）第三十九條の規定による職務の停止の期間

イゝハ（略）

二ゝ六（略）

附 則

この規則は、令和二年二月十四日から施行する。